令和７年１０月１日から

１９歳以上２３歳未満の方の被扶養者認定の要件が変わります

【改正目的】

　令和７年度税制改正において、現状厳しい人手不足の状況における就業調整対策の

　観点から19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要

　件の見直し等が行われたことで、19歳以上23歳未満(配偶者は除く)である場合の

年間収入要件の取扱いが変わります。

【現行】

　年間収入１３０万円未満（60歳以上または障害者の場合は１８０万円未満）および

　・同居の場合：被扶養者の収入が被保険者の収入の半分未満であること。

　・別居の場合：被扶養者の収入が被保険者からの仕送り額未満であること。

【年齢要件（１９歳以上２３歳未満）の判定】

　・年齢要件（１９歳以上２３歳未満）は、扶養認定日が属する年の12月31日時

　　点の年齢で判定します。

　　例）N年10月に19歳の誕生日を迎える場合

　　　　N-1年（18歳の誕生日を迎える年）→　年間収入要件は130万円未満

　　　　N年からN+3年の間（19歳から22歳の誕生日を迎える年）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　→　年間収入要件は150万円未満

　　　　N+4年（23歳の誕生日を迎える年）以降60歳に達するまで

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　→　年間収入要件は130万円未満

【注意点】

　・令和７年10月１日以降の届出で、令和７年10月１日より前の期間について

　　認定する場合は19歳から23歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は

　　130万円未満で判定します。